貯蓄金管理に関する労使協定書

　株式会社○○○○と社員代表○○○○は、労働基準法第１８条第２項の規定に基づき、標記に関し、下記のとおり協定する。

記

（預金者の範囲）

第１条　預金者の範囲は当社労働者に限る。ただし、嘱託及び臨時を除く。

（預金者１人当たりの預金額の限度）

第２条　預金の源泉は会社から支給する定期給与及び賞与に限る。

２　預金者１人当たりの預金残高の限度は次のとおりとする。

　　　①普通預金　　　◯◯万円

　　　②住宅積立預金　◯◯万円

(預金の利率）

第３条　預金の利率は次のとおりとする。

　　　①普通預金　　　年５厘

　　　②住宅積立預金　年１分

（預金の利子の計算方法）

第４条　10円未満の端数には利子はつけない。

２　普通預金は毎年３月と９月末の２回、住宅積立預金は毎年３月末に計算し、それぞれ翌日10日付で元金に加える。

３　…

（預金の受入れ及び払戻しの方法）

第５条　預金者には、預金通帳を交付する。

２　会社には、個人別預金元帳を備えつける。

３　…

（預金の保全の方法）

第６条　預金者を受益者とする信託契約にする。

２　信託財産は毎月３月末日現在の預金残高に相当する額とする。

３　信託管理人は労働組合執行委員長とする。

以上

　　平成　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社◯◯◯◯

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　◯◯◯◯

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社員代表　　◯◯◯◯